

吉備中央町ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

令和4年4月1日

1 目的

このガイドラインは、吉備中央町職員(以下「職員」という。)が吉備中央町政全般に関する情報発信にソーシャルメディアを利用するにあたり、その有効性とリスクを自覚し適切な利用を図るため、共通的な考え方や留意点を明らかにすることを目的とする。

2 ソーシャルメディアの定義

インターネット上で展開される民間 Web サービスの一つで、サービス利用者間で双方向のコミュニケーションを可能とするものを言う。

3 適用範囲

この利用基準は、ソーシャルメディアを利用して情報を発信しようとする職員に適用する。

4 ソーシャルメディアの利用にあたって遵守すべき事項

ソーシャルメディアの利用にあたって次に掲げられた事項を遵守しなければならない。

- (1) 守秘義務を遵守するとともに、情報の取扱いに十分留意しなければならない。
- (2) アカウント情報は組織名とし、個人名や役職名は不可とする。また、登録メールアドレスについても必ず組織メールアドレスを使用する。
- (3) 利用するソーシャルメディアごとに運用指針を策定し、町公式ホームページで公表する。
- (4) ソーシャルメディアの提供機関が認証アカウント(運営側によりアカウントの保持者が本人であることを確認済みのアカウント)を発行している場合は、可能な限り認証アカウントを取得する。
- (5) ソーシャルメディアのID・パスワードは、容易に類推される文字としない、定期的に変更することにより、情報発信の主体である組織ごとに厳格に管理する。
- (6) 職務として利用するアカウントの運用は、原則、職員が発信すること(職員以外の者は町が所有するアカウントで情報発信を行ってはならない)。
- (7) 一定期間更新がなされないソーシャルメディアのアカウントは、その利用の廃止を検討する。
- (8) ソーシャルメディアのアカウント取得、情報発信等に利用する機器については、町が整備し、インターネットへの接続が認められ、ウイルス対策、ソフトウェアの最新版への更新、セキュリティ対策の施された機器を利用する。
- (9) 情報を発信する際には、次の条件を満たすこと。
 - ①職員としての自覚と責任を持ち発信する内容であること。
 - ②所属長が発信を認めた内容であること。
 - ③地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守した内容であること。
- (10) コンテンツに個人情報が含まれる場合は吉備中央町のプライバシーポリシーに即して取り扱うこと。
- (11) リンクを設定する際は、リンク先の情報内容が、法令や公序良俗に反した内容でない

ことを確認すること。

- (12) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意し、噂や、噂を助長させる情報でないこと。また、発信した情報を削除しても、インターネット上から消えるものではないことを認識したうえで発信すること。
- (13) 自らが発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり誤解を生じさせたりした場合には、誠実に対応すること。
- (14) 発言、画像等に位置情報を自動的に付与する機能を有するサービスが多くあることから、当該サービスを利用する場合には、当該位置情報を他人に知られることの影響について留意するとともに、必要に応じて当該機能の停止等の対応を行うこと。
- (15) ソーシャルメディア上のアプリケーションの中には自動的に発信を行う機能を有するものがあることに鑑み、その利用の際にはその動作等に注意すること。
- (16) ソーシャルボタン(「いいね」ボタン等)については、これを押下することにより意図せぬ発信を行ってしまう場合があることに鑑み、その挙動等に注意すること。

5 ソーシャルメディアを利用する場合の禁止事項

ソーシャルメディアの利用にあたって次に掲げられた事項を禁止とする。

- (1) 誹謗中傷すること。
- (2) 非礼・不遜な態度や発言と受け取られる恐れのある情報を発信すること。
- (3) わいせつな内容を含む情報を発信すること。
- (4) 公序良俗に反する表現を含まないこと。
- (5) 情報を故意に改ざんして発信すること、又は虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認ができない噂等を掲載すること。
- (6) 人種、思想、信条、居住、職業等で差別すること、又は差別を助長すること。
- (7) 法令に違反すること、又は法令に違反する行為をおこなうこと。
- (8) 職務として利用する場合において、職務上必要な場合以外で、職員の個人的な状況や意見等の情報を発信すること。
- (9) 勤務時間中に個人の立場で情報を発信すること。
- (10) 職務専念義務違反を疑われる情報を発信すること。
- (11) 町の情報資産・通信環境を使って、個人や他団体の立場で情報を発信すること。
- (12) 職務上知り得た秘密や個人情報を含む情報を発信すること。
- (13) 重要施策の意思形成過程の情報を発信すること(町が積極的に意見等を求める場合を除く)。
- (14) 町及び他者の権利を侵害する情報を発信すること。
- (15) 町の情報セキュリティを脅かす恐れのある情報を発信すること。
- (16) 基本的人権・肖像権・プライバシー権・著作権等を侵害する恐れのないこと。
- (17) その他、吉備中央町職員としてふさわしくない情報発信をすること。

6 トラブルの防止と対応

(1) トラブル防止のための留意事項

- ①他の利用者からの意見に対しては、冷静かつ誠実に対応するとともに、誤り等があった場合は、訂正や謝罪を行わなければならない。
- ②他の利用者の投稿を引用することや、第三者が管理又は運用するページへのリンクを掲載する際には、それらの投稿が信頼性のあるものとして受けとられる可能性がある

あるため、慎重に行わなければならない。

③なりすまし防止のために、町公式ホームページのURLを記載するなど、利用者が公式アカウントであることを確認できるように配慮しなければならない。

④URL短縮サービスは、他の利用者に不安を与える恐れがあることに留意しなければならない。

(2) トラブルが発生した時の対応

①トラブルが発生した場合

職員個人の判断による反論や抗弁は控えること。説明、訂正、謝罪等を行う場合は、所属として冷静に行うこと。また、対応に時間を要する場合はその旨を事前に説明するなど、速やかに対応を行い、相手に無視している印象を与えないよう配慮すること。

②なりすましが発生した場合

町のアカウントになりすましているソーシャルメディアを発見した場合は、該当のソーシャルメディアの管理者に削除依頼を行うこと。また、町公式ホームページ等による周知や、必要に応じて報道機関に情報提供などを行い、なりすましが存在することの注意喚起を行わなければならない。